

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 受動喫煙防止対策を推進するため、埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度（以下、「認証制度」という。）実施要綱第15条に基づき受動喫煙防止対策を推進している区域としての認証（以下、「区域認証」という。）を申請する市町村が実施する、当該申請に係る区域内における屋外喫煙所等の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認証制度実施要綱第15条に基づき、区域認証を申請するために市町村が実施する次の事業とする。
- (1) 受動喫煙防止を目的とし認証制度実施要綱第14条(3)を満たすための屋外喫煙所の設置、改修、移設等
- (2) 認証制度実施要綱第14条(2)を満たすための受動喫煙防止の普及啓発を目的とした区域内への標示の設置、修繕、移設等
- 2 次の各号に掲げる事業は、補助対象事業に含まないものとする。
- (1) 国庫補助事業
- (2) 県費補助事業
- (3) 公用施設（庁舎等）の維持管理費等に係る事業
- (4) その他、この補助金の趣旨に合致しない事業

(補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第8条第1項の交付決定が行われた会計年度における補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。
- ア 工事請負費
- イ 原材料費
- ウ 備品購入費
- エ 委託料
- オ その他事業の実施にあたり必要と認められる経費

(補助率、補助限度額及び支払方法)

- 第4条 補助対象事業に対する補助金の補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとし、補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の支払い方法は、概算払いとすることができる。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付を受けようとする市町村長は、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条により補助金の交付申請があったときは、当該書類を審査し、補助金の交付又は不交付を決定した時は、交付（不交付）決定通知書（様式第2号）を速やかに当該申請市町村長に送付するものとする。（以下、交付決定を受けた者を「補助事業者」という。）

なお、補助金の交付を決定する際は、予算の範囲内で交付額を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産については、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入を県に納付すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (10) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 認証制度実施要綱第15条における区域認証の申請を補助事業の完了後1年以内に行うこと。
- (12) 補助事業により整備する屋外喫煙所及び受動喫煙防止に係る標示の種類及び箇所数については、知事と事前に協議すること。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 知事は、前条の変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の承認の有無を、変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について遂行状況報告書(様式第5号)により報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日以内又は当該事業年度末のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 補助金額の確定は、補助金確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は、事業完了後5年とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 屋外喫煙所の設置、改修、移設等

（1）コンテナ型

（壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物）

補助限度額 750万円

補助率 10/10

（2）パーテーション型（壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物）

補助限度額 300万円

補助率 10/10

（3）要件

- ア 厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成30年11月9日付健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）の具体例に沿って整備されていること
- イ 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、コンテナやパーテーション等で非喫煙区域から区画され、専ら喫煙のために利用される設備であること
- ウ 設置場所については、建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離すなど、周囲の状況に配慮すること
- エ 屋外喫煙所の出入口に、喫煙可能な場所である旨を示した標示を掲示すること
- オ 法令等で規定する基準を満たすこと

2 受動喫煙防止に係る標示の区域内への設置、修繕

（1）補助対象

- ア 立て看板の設置、修繕
- イ 路面標示の設置
- ウ その他、本要綱の趣旨に合致すると認められる標示の設置

（2）要件

- ア 受動喫煙防止を目的とした標示であること
- イ 受動喫煙防止対策推進区域内の多くの人が往来する屋外に設置する標示であること

（3）補助限度額

1区域当たり100万円

（4）補助率

10/10